

保育所(園)の入所申込みを受け付けます

	保育所名	定員	保育時間
公立	てらざき保育所	70人	平日 7:30~19:15 土曜日 7:30~13:00
	くるす保育所	139人	平日 7:30~19:15 土曜日 7:30~13:00
	いなだ保育所	70人	平日 7:30~19:15 土曜日 7:30~13:00
	ともべ保育所	90人	平日 7:30~19:15 土曜日 7:30~13:00

	保育園名	定員	保育時間
私立	大沢保育園	120人	平日 7:15~18:45 土曜日 7:30~15:00
	みか保育園	150人	平日 7:00~19:00 土曜日 7:30~17:00
	めぐみ保育園	90人	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00
	岩間保育園	150人	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00
	おしのべ保育園	60人	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00

★入所基準

次のいずれかの事情により、保護者が保育できない場合に限ります。

- (1) 昼間、家庭外で仕事をしている場合
- (2) 昼間、家庭内で日常の家事以外の仕事をしている場合
- (3) 母親の出産(保育期間は産前6週、産後8週)がある場合
- (4) 疾病または精神・身体に障害を有している場合
- (5) 疾病または精神・身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
- (6) 災害にあった場合
- (7) その他、保育できない事情がある場合

★申込み方法

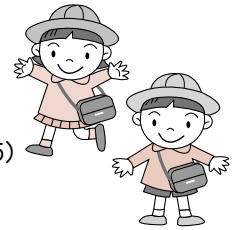
子ども福祉課、支所福祉課、各保育所(園)にある入所申込書に必要事項を記入の上、子ども福祉課または支所福祉課に申し込みください。(電話・郵便不可)

★受付期間

11月4日(水)~30日(月)

★申込み・問合せ

子ども福祉課 (内線164・165)
笠間支所福祉課 (内線72165)
岩間支所福祉課 (内線73173)



国民健康保険出産育児一時金の引上げ及び医療機関への直接支払制度について

国による少子化対策の一つとして、出産費用の経済的負担の軽減を図るため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金が引上げられました。また、出産費用の請求及び支払を医療機関等と国民健康保険の間で行なう「直接支払制度」が利用できるようになりましたので、これらの概要についてお知らせします。

出産育児一時金はいくらになったの？

4万円引き上げられ、39万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産の場合は42万円)になりました。

直接支払制度を利用するための手続きは？

出産する医療機関等で直接支払制度の説明と利用の意思確認がありますので、制度を利用する場合は、医療機関等と直接支払制度合意文書(代理契約)を結んでください。

退院時に窓口で支払う額は？

【出産費用が出産育児一時金支給額(39万円または42万円)を超えた場合】
医療機関等の窓口で出産育児

一時金支給額限を超えた差額を支払います。

【出産費用が出産育児一時金支給額以下の場合】
医療機関等の窓口での支払額はありませぬ。また、出産費用が出産育児一時金支給額を下回った場合は、その差額を支給しますので、国民健康保険担当窓口で申請してください。

【直接支払制度を利用しない場合】
国民健康保険担当窓口で申請してください。

◆申請に必要なもの

- ① 出産費用の明細書(産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産した場合は、同制度対象の出産である旨のスタンプが押印されているもの)
- ② 印鑑
- ③ 世帯主名義の口座のわかるもの(世帯主名義以外の口座への振込みを希望する場合は委任状が必要です)

【問合せ】

保険年金課
(内線139・140)
笠間支所市民窓口課
(内線72104)
岩間支所市民窓口課
(内線73182)